

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：17 国名：ケニア 担当：農村開発部  
案件名：稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト（社会経済調査）

1 今回契約予定のコンサルタント  
社会経済調査 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月上旬から2014年3月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣期間 整理期間 M / M  
社会経済調査 5 180 2 60 5 8.60  
（現地：8.00M/M、国内：0.60M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月17日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

#### 4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ア 担当事項：社会経済調査               |    |
| ア 類似業務の経験                   | 40 |
| イ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| ウ 語学力                       | 16 |
| エ その他 学位、資格等                | 16 |
- (計100点)

#### 5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：ケニア/全途上国  
類似業務：農業分野の社会経済調査に係る各種業務

#### 6 条件

補強：認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

#### 7 業務の背景と目的

ケニア国では、2007年以降、石油や肥料等の高騰や慢性的な干ばつの影響により、都市部や乾燥・半乾燥地の貧困層を中心に食糧危機が頻発している。食糧安全保障はケニア国の重要な課題であり、国家計画である「Kenya Vision2030」においても、優先的サブセクターとして位置づけられている。「農業セクター開発戦略(ASDS)」においては、生産性向上や、アグリビジネス振興及びマーケットへのアクセスの改善が重点目標に掲げられている。

一方、ケニア国の三大主食作物であるメイズ、小麦、コメのうち、調理が容易なコメの消費は人口増加とともに都市部を中心に急増している。このようなコメの需要に対し生産が追いつかず、自給率は年々減少し、現在では20%を下回る状況にある。このような状況の下、ケニア国政府より我が国に対し、国内産米の5割以上を生産しているムエア灌漑地区を対象とし、コメの持続的増産を目的とした技術協力プロジェクトの要請がなされた。

これを受けてJICAは、水灌漑省及び農業省をカウンターパート(C/P)機関とし、コメの生産者である農家の視点やニーズに合った支援を通じ、農家による農業所得を向上させることで持続的にコメが生産されることを目的とした技術協力プロジェクト「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を2012年2月から2017年2月までの5年間の予定で実施中である。現在、「チーフアドバイザー/政策支援」、「稲栽培」、「水管理」、「業務調整」の4名の長期専門家を派遣中である。

2012年5月～6月に実施した農家営農状況に関するベースライン・サーベイの結果、基本的な農家の経営状況は確認された。2012年8月には、貧困農民支援無償(2KR)調査を行い、農業機械の導入の必要性について調査を行っている。更に、2012年11月～2013年2月には社会経済調査の短期専門家を派遣し、営農規模が異なる農家ごとに調査を行い、稲作とそれを補足する畑作及び畜産が農家経営の安定化と生計向上に貢献している度合いについてデータを取集するとともに、農家の栽培作物に関する興味のあるかについても聞き取りが行われた。しかし、調査で得られた情報の整理は終わったものの、分析や課題の抽出については時間の制約から不十分な状況にあるところ、C/P機関及び対象地区農民との共有が未だなされていない。更に、市場志向型農業を推進するためには対象地区においてより収益性の高い営農体系を検討する必要がある。このため、作付け体系の現状とその収益性について調査し新たな営農体系の検討を

行うとともに、対象農民及びC/P機関と協力してプロジェクトが支援すべき市場志向型農業に関する課題を定める必要がある。

以上を踏まえ、本専門家は、現行の作付け体系の調査・解析をプロジェクト関係者と協力して行うとともに、収益性の高い営農体系の選定を行い、市場志向農業振興に係るプロジェクトの活動内容を明確にし、同活動の実施促進を支援することを目的として派遣される。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントはプロジェクトが集積した調査結果の取りまとめ及び必要な補足調査を行い、対象地域(ムエア)における市場志向農業に関わる今後の活動方針策定及びこれらに係る技術指導を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [社会経済調査]

#### (1) 国内準備期間(2013年6月上旬)

ア 国内で収集可能なプロジェクトの現状について整理・分析する。

イ 既存資料によりプロジェクトの全体的な状況を把握するとともに、本年2月に行われた営農規模別調査結果を確認・整理・分析する。

ウ 業務計画書(和文・英文)を作成しJICA農村開発部へ提出する。

#### (2) 第1次現地派遣期間(2013年6月中旬～12月上旬)

ア 現地業務開始時にプロジェクト専門家、C/P機関及びJICAケニア事務所に業務計画書(和文・英文)を提出し、業務計画の確認を行う。

イ 本年2月に行われた営農規模別調査結果の概要についてC/P機関及び対象地区農民の代表に説明し、結果の理解について認識を共有する。

ウ イの結果に基づき、C/Pとともにプロジェクト関係者の意見を取りまとめて営農規模別調査結果を報告書にまとめる。

エ ムエア灌漑地区内で田植え時期を異にする農家の営農経済調査を行い、栽培体系とその収益とを解析する。

オ ムエア灌漑地区内とその周縁農家の栽培体系との比較調査から、営農規模別調査で課題として示された長雨期の耕地利用について問題点と可能性とを明確にする。

カ エ及びオの調査結果をプロジェクト関係者に説明し、ウの結果とともにプロジェクトが実施すべき課題を検討する。

キ ウ及びカの結果に基づき、優先順位の高い課題から生産および市場・流通の現状、農民が抱える問題について調査する。

ク ウ、カ及びキの結果から、収益性の高い営農体系を検討する。

ケ クの結果から、プロジェクトが実施すべき課題を選定する。

コ プロジェクト関係者の役割分担を明確化し、具体的活動計画を作成する。

サ これまでの調査結果に基づき、C/Pとともに農家収益向上に係る指標を検討し、必要に応じて変更PDM案(英文)を提案する。

シ 本派遣期間中の協力活動を通して、C/PにOJTにより当該課題に関する技術移転を行う。

ス 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAケニア事務所に対し提出・報告を行う。

#### (3) 国内作業期間(2013年12月中旬)

ア 第1次現地派遣の現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出・報告を行う。

イ 第2次現地派遣の業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・報告するとともに、打ち合わせを行う。

#### (4) 第2次現地派遣(2014年1月中旬～3月中旬)

ア 現地業務開始時にプロジェクト専門家、C/P機関及びJICAケニア事務所に業務計画書(和文・英文)を提出し、業務計画の確認を行う。

イ プロジェクトの調査から導かれた市場志向農業に関わる課題の現状(生産、市場、流通等)を調査する。

ウ プロジェクトが支援する課題別に実施を希望する農民グループの結成を促す。

エ 各グループ構成員の現状を調査し、以後のモニタリングの基礎となるデータを収集する。

オ 課題別グループ農民調査から、改良すべき問題点を抽出する。

カ 市場志向農業を推進するにあたって必要な事柄に関するグループ農民へ訓練を行うためのC/Pの活動を支援する。

キ 課題ごとに必要な活動の年間計画を作成する。

ク 課題とされる技術の導入を支援する。

ケ 各課題グループのモニタリング手法を作成する。

コ 本派遣期間中の協力活動を通して、C/PにOJTにより当該課題に関する技術移転を行う。

サ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAケニア事務所に対し提出・報告を行う。

#### (5) 帰国後整理期間(2014年3月下旬)

ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

## 9 成果品等

本業務を通じて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約書における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書(全体及び各派遣時)  
和文3部(JICA農村開発部、JICAケニア事務所、プロジェクト)  
英文4部(C/P機関、JICA農村開発部、JICAケニア事務所、プロジェクト)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)  
英文4部(C/P機関、JICA農村開発部、JICAケニア事務所、プロジェクト)
- (3) 専門家業務完了報告書  
和文3部(JICA農村開発部、JICAケニア事務所、プロジェクト)  
また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA農村開発部またはJICAケニア事務所に提出する。  
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

#### 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点  
航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)  
プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。  
航空便経路: ドーハまたはドバイ経由
- (2) プロポーザル提案事項  
業務の実施方針・方法及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。なお、業務工程については、渡航回数2回以内及び8.6M/Mを上限として提案すること。
- (3) 参考資料  
本件に係る資料は、JICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課( : 03-5226-8431)にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 黄熱
- (5) その他  
特になし